



宮 崎 県 公 報

平成29年11月6日(月曜日) 第 2944 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

目 次	頁
公 告	
○ふぐ処理師試験の実施…………… (衛生管理課) 1	
○鳥獣捕獲等事業の変更の認定…………… (自然環境課) 2	
○採石業務管理者試験の合格者…………… (企業振興課) 2	

公 告

ふぐ取扱条例(昭和33年宮崎県条例第29号)第10条の規定により、平成29年度ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

平成29年11月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 試験の日時
平成30年2月5日(月曜日)及び2月6日(火曜日)
- 試験の場所
宮崎市保健所 宮崎市宮崎駅東1丁目6番地2
- 試験科目及び試験時間

種類	試験科目	日程	時間
学科試験	衛生法規 公衆衛生学及び食品衛生学 (ふぐに関する知識を含む。)	2月5日 (月曜日)	午前10時から午前11時まで
実技試験	ふぐの種類鑑別	2月5日 (月曜日)	午前11時15分から正午まで
	解体除毒処理、臓器の鑑別及び食用適否判断	2月5日 (月曜日)	午後零時30分から午後5時までのうち約1時間
		2月6日 (火曜日)	午前10時から午後5時までのうち約1時間(受験者数次第では、終了時間を延長して5日

のみとなることがある。実技の日時については、後日送付する受験票で通知する。)

- 受験資格
次の各号のいずれかに該当する者とする。
(1) 調理師法(昭和33年法律第147号)の規定により調理師の免許を受けている者又は栄養士法(昭和22年法律第245号)の規定により栄養士の免許を受けている者
(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者(中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者)で、飲食店営業、魚介類販売業、魚介類せり売営業、魚肉ねり製品製造業若しくはそうざい製造業を行う施設、寄宿舎、学校、病院その他の特定多数人に食品を調理加工して供与する施設又は食品等取扱条例(昭和26年宮崎県条例第21号)第3条第2項第1号の製造業の施設のうち、鮮魚介類(生きているものを除く。)及びその製品を取り扱う施設において、調理加工の業務に2年以上従事したことがあり、かつ、現にその業務に従事し、知事が定める講習基準による所定の課程を修めたもの
- 受験手数料
7,000円(宮崎県収入証紙により納付すること。)
- 受験願書の受付期間
平成29年12月4日(月曜日)から12月15日(金曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)とし、郵送の場合は、12月15日付けの消印のあるものまで有効とする。
- 受験願書の提出先
受験者が業務に従事している営業所又は就業所の所在地(現に業務に従事していない者にあつては、その住所地)を管轄する保健所の長を経由して知事に提出すること。

8 提出書類

- (1) ふぐ処理師試験受験願書 2通
- (2) 4(1)に該当する者は、調理師免許証又は栄養士免許証の写し（提出先の保健所で写しをとるので、原本も提出すること。）
- (3) 4(2)に該当する者は、学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類（卒業証明書、修了証明書、学力に関する証明書又は卒業証書の原本）、施設において2年以上食品の調理加工の業務に従事したこと及び現在その業務に従事していることを証する当該施設の所有者又は管理者の証明書並びに知事が定める講習基準による所定の課程の受講証明書 各1通
- (4) 写真（最近3箇月以内に撮影した正面、脱帽、上半身像で、縦 3.5センチメートル、横 2.6センチメートルのものであって、裏面に撮影年月日及び氏名を自書したもの） 1葉
- (5) 受験票及び写真票（返信用62円切手を貼付） 1通

9 受験票の交付

受験票は、試験日から1週間前までに郵送で交付する。

10 受験者心得

- (1) 試験当日は、試験開始30分前までに試験場に集合すること。
- (2) 持参するもの
受験票、筆記用具、実技試験用ふぐ（トラフグ）、包丁、白衣などの作業着、帽子、マスク、前掛け、作業用靴及び手ぬぐい

11 その他

- (1) 実技試験用のトラフグは、大きさが 800グラム以上のものであること。
- (2) 合格発表は、平成30年2月20日（火曜日）とし、合格者の受験番号を各保健所及び県庁ホームページにて掲示する。
- (3) 受験手続その他不明の点は、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課（電話0985（26）7076）に問い合わせること。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第1項の規定により、次のとおり鳥獣捕獲等事業の変更の認定をした。

平成29年11月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 事業者の名称

株式会社マツダコーポレーション

2 事業者の住所

延岡市松原町4丁目8931番地2

3 事業者の代表者の氏名

松田 秀人

平成29年10月13日に実施した第46回採石業務管理者試験の合格者の受験番号は、次のとおりである。

平成29年11月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

3、4、10、12、15、18